

特定外来生物クビアカツヤカミキリについて

2025 (R07) 年5月8日
福知山市環境審議会

ご審議いただきたいこと

2024年(令和6年)8月に福知山市内で被害を確認後、専門家から助言を受けながら対策を講じてきた。防除対策をさらに強化し、周辺市町や市内他エリアへの被害の拡大を抑制するために、以下の点について審議いただきたい。

①令和7年度から本市にて開始予定の防除対策について

- ＞各主体に防除を促す工夫や補助制度のスキームについて意見をいただきたい。
- ＞2日に1回実施が必要となる現地巡回の体制構築について

1.クビアカツヤカミキリとは

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により指定(H30.1月)された特定外来生物
 特定外来生物は飼育だけでなく、生きたまま持ち運ぶことが法律により禁止されている



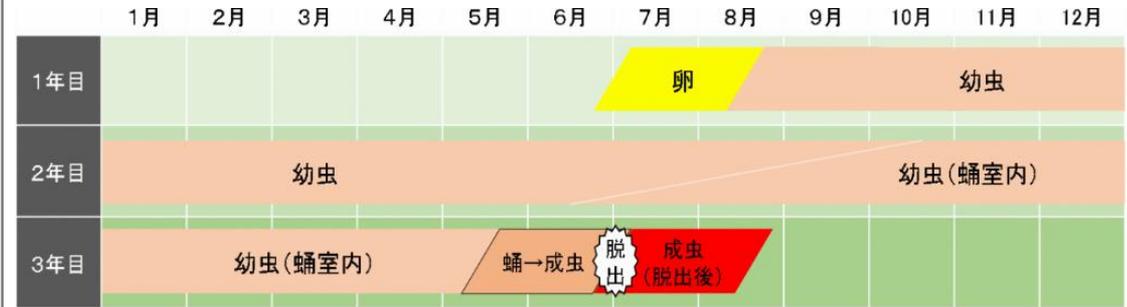
2012年に愛知県、2013年に埼玉県で確認
 2025年4月現在、京都府を含めて14都府県で被害が確認
 京都府内では2024(R06)年に初確認、被害樹木のうち43本が本市で確認。

成虫の特徴

1. 体長は、約 2~4cm 人間に害はない 中国、朝鮮半島、ベトナムなどに分布
2. 飛翔能力は高く、年間移動距離は 2~3km 車両や鉄道等に付着して長距離を移動することがある
3. 幼虫は、サクラやウメ、モモ等の内部を食害し、被害が 激しい場合は樹木が枯死するため、被害拡大防止に向けた早期発見・早期防除の徹底が必要

生態

1. 成虫は、一個体あたり平均 300 個(最大 1,000 個)の卵をサクラ、ウメ、モモ等の樹皮の割れ目や隙間に産卵
2. 卵は 10 日前後で孵化し、幼虫は樹皮下へ食入
3. 幼虫は、樹木の中で2年かけて成長し、蛹になる
4. 2年後の5月から8月頃成虫となり、幹の外へ脱出



幼虫が排出するフラス

1. 幼虫は、サクラ、ウメ、モモの樹幹や根元からミンチ(うどん)状の明るい色のフラス(木くずや糞が混ざったもの)を排出する
2. 削り取ったような、大きさの揃った薄い木片を多く含む



2.被害木の状況

8月：通報後の現地調査時点



8月：防除・巡回監視中の状況



3月：伐倒防除で確認された坑道、幼虫



3.防除対応の状況



伐採樹木は



3.防除対応の状況（R06実施定期巡回）

期間：令和6年8月10日～8月23日（毎日）

市職員でシフトを組み、1日あたり2～3人で被害木をすべて目視確認、フラスや成虫の有無、ネットの状態、周辺樹木での被害確認、個体の捕殺を実施。成虫が現れる時期を過ぎたタイミングで専門家の助言により終了。

チェックリスト

管理番号	エリア	成虫	破れ・隙間	フラス	脱出口	周囲の木	備考
1	A:旧川合小	— 匹	✓	—	—	—	幹の破れ部裏にアサギ
5	A:旧川合小	— 匹	—	—	—	—	—
7	A:旧川合小	— 匹	—	—	—	—	—
13	A:旧川合小	— 匹	—	—	—	—	—
14	A:旧川合小	— 匹	—	—	—	—	—
15	A:旧川合小	— 匹	—	—	—	—	—
18	A:旧川合小	— 匹	—	—	—	—	ネットは幹の裏側
20	A:旧川合小	— 匹	—	—	—	—	—
21	A:旧川合小	— 匹	✓	—	✓	—	ネットの上、アサギ捕獲
22	A:旧川合小	— 匹	—	—	—	—	—
23	A:旧川合小	— 匹	—	—	—	—	—
24	A:旧川合小	— 匹	—	✓ 網跡	—	—	ネットは赤ヒソ下（ネット内）
25	A:旧川合小	— 匹	—	—	—	—	ネット視認できず
26	A:旧川合小	— 匹	—	—	—	—	—
27	A:旧川合小	— 匹	—	有	有	—	ネット未
39	A:旧川合小	— 匹	—	—	—	—	—
42	A:旧川合小	— 匹	—	—	—	—	—
44	A:旧川合小	— 匹	—	—	—	—	—
48	A:旧川合小	— 匹	—	—	—	—	—
49	C:呼民地	— 匹	—	—	—	—	てんぷく
51	B:川合集落センター	— 匹	—	有	有	—	ネット未
52	B:川合集落センター	— 匹	—	有	有	—	ネット未
53	B:川合集落センター	— 匹	—	有	?	—	ネット未
54	B:川合集落センター	— 匹	—	有	?	—	ネット未
58	D:川合保育園	— 匹	—	—	—	—	—
81	C:府道沿い	— 匹	—	—	—	—	—
84	A:旧川合小	— 匹	✓	—	—	—	—

チェックリストを作成

※別紙：マップを確認



巡回にて発見した成虫



新たな痕跡は写真付きで報告

No. 40

幹にフラスあり

確認をお願いします。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....



4. 2024(R06)年度の対応

1. 被害木の数量・分布

- ① 43本 (3月31日時点)
- ② 上川合33、岬7、台頭1、下川合1、千束1

2. 防除対応内訳

総数	伐採区分	樹木処理方法	補足
R06被害木 43本	R06伐採済み 27本 (所有者・管理者 の同意あり)	搬出して粉砕 13本 現地で焼却 1本 現地で燻蒸 13本 ※すべて切り株を防草シートで 被覆処理	防除完了 原則 市が実施
	R06伐採せず立 木のまま 対応継続 16本	R07伐採予定 市で実施(下半期)2本	R06に伐採同意をいただいた が、工期、予算、支障物との 兼ね合いによりR07に持ち越 し
		R07立木防除 所有者、管理者で実施 14本 (・所有者・管理者の同意なし ・所有者・管理者不明)	ネット巻、巡回捕殺、薬剤散 布など

5. 防除主体について（法律）

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

（地方公共団体の責務）

第二条の三 都道府県は、当該都道府県の区域における特定外来生物による生態系等に係る被害の発生の状況及び動向その他の実情を踏まえ、我が国における定着が既に確認されている特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、当該市町村の区域における特定外来生物による生態系等に係る被害の発生の状況及び動向その他の実情を踏まえ、都道府県の施策に準じて、我が国における定着が既に確認されている特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（事業者及び国民の責務）

第二条の四 事業者及び国民は、外来生物に関する知識と理解を深め、外来生物を適切に取り扱うよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する施策に協力するものとする。

（関係者の協力）

第二条の五 国、都道府県、市町村、事業者、民間団体その他の関係者は、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)より

5. 防除主体について（京都府指針）

京都府クビアカツヤカミキリ防除等推進指針（第1版）

6 防除対策

（1）地域別の防除対策

クビアカツヤカミキリによる被害地域の拡大を防ぐためには、定着初期段階における早期発見、早期防除が重要である。また、地域の被害状況に即した対策を実施することが効果的であり、ここでは「被害発生市町村」、「被害発生地隣接市町村」、「被害未発生市町村」におけるそれぞれの防除対策について示す。

ア 被害発生市町村における防除対策

初めて被害が発見され、かつ被害本数が少ない段階であれば、被害樹の伐倒が効果的である。また、被害分布域を拡大させないために、徹底した対策を講じる必要がある。

具体的には、被害の拡大とまん延を防ぐため、施設や土地の管理者が、毎年4月頃から10月頃にかけて公園や街路、学校、農地等を定期的に巡視する。巡視にあたっては、樹幹から排出されるフラスの確認及び発見した成虫の捕殺に努める。

7 防除推進体制

（2）各主体の役割

民間企業（造園事業者等）

- ・企業間における被害情報や防除技術の共有
- ・民間企業が管理する施設の防除

学校等

- ・学校等が管理する施設の防除
- ・児童・生徒・保護者・教職員等へ防除対策等の周知啓発

農業者

- ・クビアカツヤカミキリの発見と行政への被害情報の提供
- ・自身の管理地における適切な防除

府民

- ・クビアカツヤカミキリの発見と行政への被害情報の提供
- ・行政等と連携した防除活動への参加
- ・自身の管理地における適切な防除

令和6年9月策定
「京都府クビアカツヤカミキリ防除等推進指針(第1版)」より

6. 2025(R07)年度の防除方針

京都府クビアカツヤカミキリ防除等推進指針
(2024(R06)年9月策定)

被害木の所有者・管理者による防除
市町村と地域住民が連携し防除

①R07年度の調査、通報防除のスケジュール

- 5月 組回覧で周知啓発
「サクラを守ろう！クビアカツヤカミキリ警戒中」
※別添資料参照
- 5月～8月 通報受付、現地調査、判定、立木防除
ネット巻、巡回捕殺、薬剤散布、
薬剤注入など
- 9月～3月 伐採、粉碎、燻蒸などの防除措置

②R07年度の防除方針

- ・被害木の管理者・所有者で防除
- ・春から夏にかけては伐倒を控える
(虫の拡散を助長する恐れ)
- ・5月ごろからネット巻、周辺の草刈り、8月末まで
週3回以上の巡回監視、3回程度の薬剤散布
- ・周辺への拡散を抑止するため、できるだけ伐倒と
最終処理を勧奨

③福知山市の支援制度【新規】

・補助率と上限額

防除内容	補助率	補助金上限
立木防除	3/4 (1年度目)	60,000円/本
	2/3 (2年度目)	
	1/2 (3年度目)	
伐倒防除	5/6 (1年度目)	200,000円/本
	4/5 (2年度目)	
	3/4 (3年度目)	

・補助金を受けられることができる方

- 市内に植生する被害木を所有または管理する者
(市民、自治会、事業者、団体等)
 - 被害木の防除対策を市内事業者に請け負わせた者
- ※要綱制定後申請受付を開始。

④福知山市の令和7年度予算

補助金: 3,700千円
直接防除: 2,671千円

財源: 特定外来生物防除等対策事業交付金(交付率1/2)
市一般財源 (1/2)

7.【参考】他市町のクビアカツヤカミキリ防除に関する補助制度

【参考】他市町の補助制度

市町村	補助対象	防除内容	補助率	補助上限額
A市	市内に植生する被害木の所有者 又は管理者 ※被害木の伐採等を市内業者に 請け負わせたものに限る	・伐採 ・薬剤防除	補助対象経費の1/2 (1,000円未満切り捨て)	50,000円
B市	市内に植生する被害木を所有又 は管理し、伐採等の費用が生じた 個人及び事業者 被害木の伐採等を市内業者に請 け負わせた者 等	・伐採 ・薬剤防除	補助対象経費の1/2 (100円未満切捨)	50,000円
C市	市内に植生する被害木(バラ科) を所有又は管理している個人・法 人・団体	・伐採 ・運搬 ・処分 (焼却orチップ化)	防除にかかった費用の 1/2 (100円未満切捨)	50,000ポイント (地域通貨として)
D市	市内の被害木又はクビアカツヤカ ミキリによる被害を受けるおそれ があるサクラ、ウメ、モモ(ハナモ モ含む)、スモモ等のバラ科の樹 木の所有者又は管理者	(防除) ・伐採 ・薬剤の注入 ・粘着剤、薬剤の 散布 (伐採) ・ネット巻	(防除) 補助対象経費の1/2 (伐採)※被害木のみ 補助対象経費の1/2	(防除) 100,000円 (伐採) 200,000円
E市	市内の被害木を所有または管理 する個人、事業者等	・伐採、切断 ・チップ化、燻蒸 ・運搬 等	5/6 (1,000円未満切捨)	250,000円

※市税に滞納がないもの(全市共通)